

# 森光寺所蔵大般若経の識語について

—元寇の捕虜並びに印達北条天満宮—

竹本 晃

はじめに

大阪府和泉市室堂に所在する森光寺所蔵の大般若経（以下、森光寺経と略す）には、鎌倉時代の蒙古襲来に関わる記載が残されている。古くは、旧の和泉市史での調査時による三浦圭一氏の論考で紹介され<sup>①</sup>、近年でも新しい和泉市史関係の悉皆調査で再確認している<sup>②</sup>。

ところが、正式な調査報告書が刊行されていないせいも、事実とは異なる情報が広がっており、それが一般書にまで及んでいる。服部英雄氏による著書『蒙古襲来と神風—中世の対外戦争の真実—』<sup>③</sup>には、森光寺経についてふれた記述があり、そこでは独自の説を展開しているものの、森光寺経に対する基本的な認識に誤りがあり、そのうえに諸説を立てているので、悉皆調査を担当した者としてはいずれも首肯できるものではない。一方で、その著作が二〇一七年に刊行されてから何度か増刷され、世の中には浸透している状況にある。

その後、服部氏は、二〇一八年にくまもと文学・歴史館においての特別展「蒙古襲来絵詞と竹崎季長」での企画を経て、二〇一九年には、『日本歴史』第八五〇号にてさらなる新説を立て、二〇二二年にはその論考の一部の説を変更しつつ著書に収めている<sup>④</sup>。

小文では、服部氏の二〇二二年の最新の見解を取り上げるが、依然として森光寺経の捉え方に誤りがみられる。そこで、①森光寺経の編成と補整について、②捕虜と宋人写経について、③森光寺経の成り立ちと奉納先に論点を絞り、基

本データを示しつつ、筆者の所見を提示したい。

図1 森光寺経巻第498の識語

## 1. 森光寺経の編成

まずは焦点となる巻第四九八の巻末の識語を掲げる(図1も参照)。

大唐国江西路瑞州軍人何三於

弘安九年四月上旬日補整

森光寺経六〇〇巻のなかで、本識語があるのはこの一巻のみである。識語は、尾題のうしろ一行をあけて記され、頭揃えで下部は余裕をもって改行されている。弘安九年(一二八六)は、二度目の元寇の五年後にあたり、「大唐国江西路瑞州軍人」とあるので、三浦圭一氏が指摘するように、元寇における捕虜のことを指しているであろう。

服部英雄氏は、この巻第四九八の識語からさまざまな推論を立てている。まず氏が注目したのが末尾の「補整」という語である。『日本語大辞典』の「補整」の項目に「足りないところをおぎなつて」とのえる」とあるのを引用し、欠巻分の補填の意とみた。補填作業においては、経文と識語を同筆とみなし、識語にあがる軍人「何三」(服部氏は人名を「何三」とするが、「何三於」であることは後述)ではない日本人が写経を担当し、何三は補整(全体を取り仕切ったということか)に従事したとする。また、巻第四八一から六〇〇まで大永・宝永の補巻三点を除いて同筆とみなし、百二十巻分以上の補整であったとみている。

経文と識語を同筆とみなす根拠については、「大」「何」「訶」の文字を例にあげており、たしかによく似た字形もある。しかし、まったく異なる字形もあり、なんとも言えない。とりわけ「大」などは、誰が書いてもだいたい同じような形になる。よほど癖が強くない限りは、同筆とは判断しがたい。やはり、このレベルの違いでは主観が入っているとみなされる。

つぎに、「補整」を欠巻の補填とみてよいかであるが、結論から言うか否で

ある。なぜ『日本語大辞典』を引用したのかわからないが、百二十巻分を実見(同筆と判断)したというのであるなら、本来は実物資料から考えを導くべきであろう。しかしながら、そのあたりの基礎データがまったく示されないまま結論が出されている。データもなしにどのように判断できたのであろうか。

経巻の編成、とりわけ大般若経のような大部の経巻群は、後世のものが混じる取り合わせ状態になっていることが多く、時期ごとの分類が必要で、そのためには年紀のみならず法量によって識別するのが基本である。森光寺経で言うと、大永年間の補填一巻分のほか、近世において欠巻十四巻分が新たに書きされているのみであり、それ以外の五百八十五巻分が森光寺経の主体を成すものである(巻第四九八も含む)<sup>5)</sup>。

近世の補填十四巻分は、ほかと比べて一紙幅<sup>6)</sup>も紙色も筆跡もまったく異なる別物である。そのなかには、服部氏が同筆だと指摘した巻第四八一から六〇〇のものも含まれている(巻第五〇六・五二二)。このことは、筆跡のみの主観的な判断が危険であることを証明している。そのようなことから、弘安九年(一二八六)に百二十巻分以上を補って書写したという事実はなく、識語の「補整」も補填の意ではないと言える。

言い換えると、主体を成す五百八十五巻分のなかで、巻第四九八のわずか一巻にしか弘安九年の識語が書かれていない。巻第一や巻第六〇〇にこの識語があるならまだしも、中途のこの一巻の識語をもってほかの数百巻の成立を過大に論じることは避けねばならない。たとえ識語の内容がいくらか反映されるとしても、多く見積もって巻第四九一から五〇〇の一帙分であろう。それとどこまで言えるのかはわからず、巻第四九八の一巻に限定した識語の可能性もある。小稿の立場はこれである。

まったく同じ仕立て方をした経巻五百八十五巻分のうち、中世以前の年紀は巻第四九八のみである。通例では、巻第一や巻第六〇〇などの首尾にあたる巻や、巻第一〇や二〇などの帙ごとの末尾にあたる巻(一帙は十巻で木製の経帙

図2 卷第498の補修跡

に入れられていることが多い)、そして卷第一〇〇や二〇〇などの櫃ごとの末尾の巻に願文・書写・奉納の記録などが書き入れられる。それらが無い場合は判断が難しい。森光寺経の場合は、後述するように、各巻の裏書きがそれに相当する。よって、卷第四九八の識語は、すでに存在した経巻に追記されたものと判断され、追記すべき何らかの事情があったものと考えられる。

その事情こそが「補整」である。服部氏は補修の跡などないと言うが、卷第四九八をよく観察すると、二つの点が補整の痕跡を示唆する。一つは、虫喰いの補修である。近世の宝永年間に総裏打ちがなされるが、それより以前に施されている部分補修がみられる(図2)。長方形に切り取った紙を裏から貼り付ける大雑把なものであるが、近代によくある間に合わせのようなものではなく、補修としての意味はなしている。

もう一つは、切断痕跡がみられることである。ここでの切断痕跡とは、経巻の状態に仮に仕立てた後、ナイフなどによって切断した痕跡のことを言う。何

図3 第1・2紙目間の切断痕跡

事もなければ切断痕跡は生じないので、切断痕跡があるということは、後世に何らかの手が入ったことを示している。

切断痕跡は、巻第四九八の第一・二紙目間にみられる(図3)。切断の有無の見分け方は、紙の四周が少しでも真っ直ぐになっていなければ、おおかた切っていると判断してよい。通常は、紙を漉くときの入れ物の形に四周がきれいに整っている状態になっている(折本化のさいに天地が切断されることはある)。両者は見るからに違いがあり、見慣れていれればすぐにわかる。

第一・二紙目間の切断痕跡を観察すると、紙継目の左(第二紙目右端付近)に文字の左端が残っている箇所が二文字分みられる(図4)。これはすぐ右の第一紙目の左端の文字とは別の文字である。つまり、紙の継ぎ直しによる文字

図4 第1・2紙目間の切断前の文字の残り

の離れではなく、何らかの手が入っていること確実に示している。第一紙目の最終行も、六文字目の「竟」の左端が切られていることから(図3)、切断の事実は明らかである。経文の冒頭の並びは、現状では「願解：」「来地：」「无生：」となっているけれども、どうやら「来地：」の左行には別の余分な一行が書かれていたようである。<sup>⑩</sup>

ならば、この状況はどのような手が加えられた跡であろうか。余分な一行は、別の箇所と見間違えて写してしまったものと推測されるが、手の加え方は以下の通りに復元できる。

すでに紙が継がれて巻物の状態になっているので、<sup>⑪</sup>まずは余分な行の右一箇所を切断した。そのさいに「竟」の左端が切られた。つぎに余分な一行の左を<sup>⑫</sup>通例は切断するが、偶然紙継目であったために、切断せずに紙継目を剥がしとった。これは文字の左端が残っている二文字分が、継目に隠れている部分に続かないことから言える。これで一行分が取り除かれた状態になった。その後、残った前後の部分<sup>⑬</sup>を継いだ。

このように、巻第四九八の奥に書かれている識語のうち、「補整」ということとは、現物を検討する限り、欠巻を一から書写して補填する意ではなく、部分補修をして整えたという意で促えた方がよい。

## 2. 元寇関係識語

### (1) 識語の解釈

巻第四九八の識語の一行目の問題に移る。まずは冒頭の「大唐国江西路瑞州」と記される地名から検討したい。

「大唐国」は、言わずもがな中国を指す。当時は元だが、南宋が滅ぼされた直後であるから、まだ南宋のことを指しているのかもしれない。「江西路」は、行政区域の江南西路のことで、十二世紀の時期には州が七つと軍が四つ置かれ

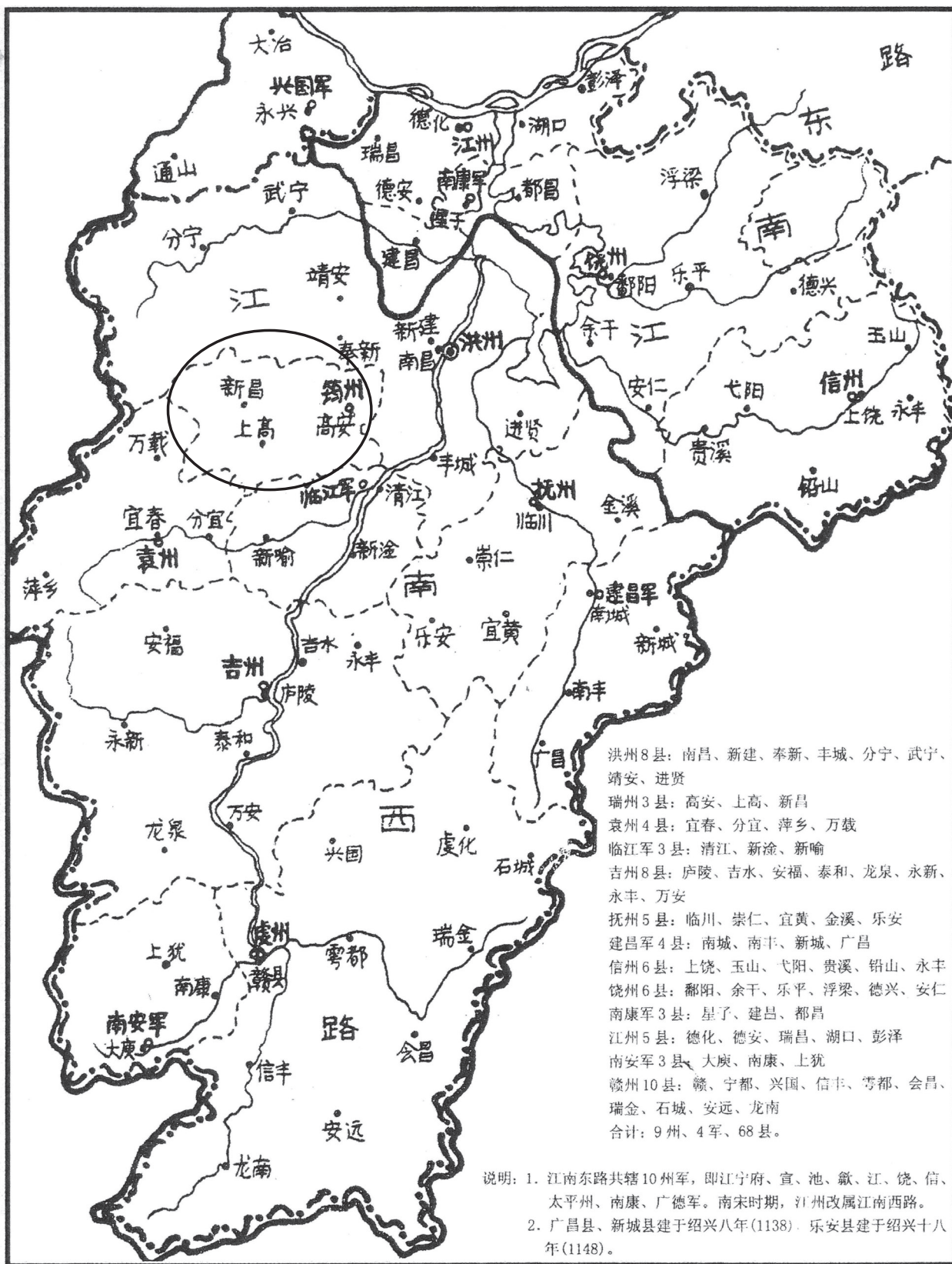


图5 瑞州の位置 (注16文献に加筆)

ていた。<sup>13</sup>その七州のなかに「筠州」と呼ばれる州がある。この筠州は、南宋の宝慶元年（一二二五）に、皇帝理宗の諱（趙昀の昀）を避けて「瑞州」に変更されている。<sup>14</sup>これが巻第四九八の識語にみられる「江西路瑞州」である。

その瑞州には、三県（高安県・上高県・新昌県）が置かれており、現在の場所と言うなら、鄱陽湖（江西省）西南に位置する宜春市管轄の高安市・上高県・宜豊県にあたり、おおよそ贛江支流の錦江の流域といえる（図5）。<sup>15</sup>なお、服部英雄氏は、「瑞州」の比定地について、今の瑞陽市域と推定しているが、このことを指しているのかよくわからない。そのように判断した根拠も書かれていない。

つぎに、識語の続きの「瑞州軍人何三於」であるが、どこで区切るのが問題となる。今検討したように、まず区切られるのは「瑞州」であり、「瑞州軍」ではない。「軍」は、路・州の下の行政区域として用いられるが、瑞州はそのうちの「州」であることが明確であるから、ここは「瑞州」と「軍人」で区切るべきであり、「瑞州の軍人」と解釈できる。

さて、残りの文字は、「何三於」の三文字である。これについて、服部氏は「何三」を人名とし、「三」は三男の意味で捉え、「於」は次行の年号の方にかかるとする。

しかしながら、経巻の奥に排行を用いることには違和感がある。多くは仏教經典の力にすぎり、さまざまな願いを込めて記されている。後にも紹介するよ

うに、改名前や俗名・法名まで記すなど、通例は自分の名を避けることはない。もし避けるというなら、逆になぜ避けるのかという検討の方が必要であろう。そうした考えは、単純に「於」を次行の年号の方にかかると解釈したところから派生したものと思われるが、経巻の識語において、「何年何月何日に於いて……」などという言い回しはめつたにしない。通例は「皆」「時」や「于皆」「于時」などで、「於」を用いるのは、すぐあとに書写を行った場所を記す場合である。

それに、文字と行の排列をみればわかるように、「於」は行末にあり、その

下には十分過ぎるほどの余白があることを見逃してはならない。余白があるにもかかわらず、「於」を下に残して改行している。「何三」が人名で、署名に準ずる扱いで考えるなら、「三」を書いたところで改行すべきである。やはり、行末の「於」を次行にかける見方には無理がある。一行目は出身地と人名、二行目は年月日と功德のための行為と考えるのが自然である。そもそも「於」という文字は、たとえば元明朝の戯曲作家に「盛於斯」などがみられ、人名にも用いられているらしい。<sup>17</sup>

したがって、旧南宋の江西路瑞州出身の軍人である何三於が、弘安九年四月月上旬に経巻の補整を行ったと解釈できる。ここで旧南宋としたのは、南宋が滅びたあとに、元朝において行政管轄の大幅な変更がなされ、至元十四年（一二七七）に「瑞州路」に変更されたものの、<sup>18</sup>識語でその名称を用いなかっ

たのは、単純にそのことを知らないか、あるいは南宋人であることを主張しているのではないかと思われることによる。残るは「軍人」という表現が何を意味するのだが、「軍人」といっても、これだけではどのレベルの軍人かは不明である。南宋には、中央の禁軍や地方の厢兵・郷兵などがある。杉山正明氏によると、元寇において江西軍として攻めてきたのは、滅ばされた旧南宋の職業軍人のなかでも弱兵がほとんどであり、優秀で戦闘力に富む兵たちはクビライ直属の侍衛親軍や、対シリギ、対カイドウ・ドウアなどの中央アジア戦線に投入されたという。<sup>19</sup>

とはいえ、情報が少ないなかでは、何三於が精兵か弱兵であったかの判断は難しい。経巻の書写や補整には一定の知識が必要であるという見解がまみられるが、精兵なら経巻の補整ができるというわけではないし、技術なら日本にいる間に身につけることもできる。よって、今はいずれの可能性も残しておきたい。

(2) 宋人の写経

この時期の日本には、南宋人「何三於」と同じように、経巻作成に関わった中国人たちの名が残されている。榎本渉氏の調査では三十数例あげられている<sup>(20)</sup>が、そのなかでも日元間の商船往来がいったん始まる正応三年(一二九〇)までの間にしほり、かつこれまで取り上げられてきた事例を検討する。

年代順にみると、事例①は、広島県三原市の正法寺所蔵大般若経である。巻第六〇〇の識語に、弘安七年(一二八四)五月十五日から弘安十年(一二八七)正月十八日にかけて、「周防国楊井荘上品寺東房」において一人で書写したとあり、続けてつぎのようにある。<sup>(21)</sup>

〔正法寺所蔵大般若経の巻第六〇〇識語の末尾部分〕

執筆大宋国建康府住人謝徳改名復生法名明道

助縁措弁紙籍僧 正仁

書写したのは、もとは「大宋国建康府住人」の「謝徳」という名であった「謝復生」で、法名を「明道」というらしい。「大宋国建康府」は、南宋の建炎三年(一一二九)からみられる名称で、かつ弘安の役以前に南宋が減んで、元において「建康府」は「建康路」に改められているため、謝復生(明道)は確実に南宋人である。いつ来日したかは不明であるが、「建康府」と表記している以上、南宋人を主張しているのであろう。

なお、識語の二行目に「助縁措弁紙籍僧正仁」とあり、料紙と本経<sup>(22)</sup>(写すために元となる別の六百巻が必要)を用立てしたのは正仁という僧らしい。そうすると、正仁が用意した六百巻分の紙と本経六百巻をもとに、謝復生(明道)が全巻書写を行う役割分担であったと読み取れる。ただし、正仁が日本人か、あるいは上品寺の僧なのかもわからない。

事例②は、白鶴美術館所蔵の大般若涅槃経集解である。その巻第六二の識語に、

〔弘安八年乙酉三月十日、於西大寺宝塔院、写補闕書写之畢 唐人誠心〕とある<sup>(23)</sup>。弘安八年(一二八五)に、唐人の誠心が西大寺宝塔院において欠巻分を補写したとあり、近藤善博氏によれば、中世に補写された同筆七巻分が誠心によるものとする<sup>(24)</sup>。ここで言う「唐人」が宋を指すのかわからないはずだが、もっぱら宋人として理解されている。

事例③は、鳥根県出雲市野石谷の高野寺所蔵大般若経である。巻第六〇〇の識語はつぎのようである。<sup>(25)</sup>

〔高野寺所蔵大般若経の巻第六〇〇識語〕

自正応元年<sup>己丑</sup>歲十二月四日始之至于

正応五年<sup>壬辰</sup>歲十二月三日五箇年之間

一筆書写 大般若経一部六百巻

奉安置出雲国須佐郷

東山 御宮十三所大明神之聖前安慰

毎年転読廻向 神力各身平安永無

災厄寿命延長万事利益上下眷属亦

如意者

設経大施主御代官 沙弥 政願

沙弥 助阿

執筆一果宋人浄蓮

これによると、宋人の浄蓮が、出雲国須佐郷の東山御宮十三所大明神(出雲市佐田町の須佐神社)に奉納するために、正応元年(一二八八)から五年(一二九三)のおおよそ五年をかけて写した一筆経であるとわかる<sup>(26)</sup>。ただし、二十七巻分は「大宋人安善執筆書」とあるので、厳密には一筆経ではない。と

はいえ、ここでも大宋人の安善という人物が関わっている。二人とも宋人とみて間違いない。

事例④は、滋賀県蒲生郡日野町の西明寺所蔵大般若経である。巻第二〇七の識語には、「正応二年己丑閏拾月四日中原大宋国人 普勲書」とあり、正応二年（一二八九）に、大宋国人の普勲が書写に関わっていることがわかる。ただ、弘安八年（一二八五）に「江州佐々貴西庄大六社」に施入するために僧十地が発願起筆したところに、途中から普勲が参加したようである。<sup>(29)</sup> 起筆した僧十地は日本人かもしれないが、普勲は「大宋国人」とあるから宋人とみられる。

事例①から④の人物を見ると、確かに宋人であるように思える。ただ、これらの写経事業がどのように解釈されてきたかと言えば、有力な説としては異国調伏の祈禱目的である。牛山佳幸氏は、この時期の大般若経の写経事業は、幕府と連携した西大寺流律宗教団が、異国調伏のために全国に宋人を動員して行ったものと考えている。<sup>(30)</sup> 全国一律は推測であるにしても、当時の異国調伏の祈禱の頻度と合わせれば、そのようにみえるかもしれない。

ところが、この説では大般若経の書写と異国調伏の祈禱が直接結びついていないところに難点がある。大般若経などの写経事業においては、たいいていの場合に願文が書かれるが、宋人が関わっている写経事業のなかに、異国調伏のことが書かれているものは一切ない。多くは、事例③のように「永無災厄、寿命延長、万事利益」など、平時において親族や地域の安穩を願うものばかりである。このようにみると、異国調伏の目的のみで論じることには無理があると言わざるを得ない。

そのようななか、榎本涉氏により、写経に携わった宋人たちは、元寇時の宋人捕虜ではないかとの見解が出された。榎本氏は、まずは捕虜が殺されなかった例として、つぎの二点をあげている。

『国朝文類』巻四一・雑著所引『経世大典』政典・征伐・日本序録の双行部分<sup>(32)</sup>

尽殺蒙古・高麗・漢人、謂新附軍為唐人、不殺而奴之。閩輩是也

『高麗史』巻二九・忠烈王八年（一二八二）六月己丑条<sup>(33)</sup>

蛮軍搃把の沈聰等六人、日本より逃れ来りて言う、「本と明州の人なり。至元十八年六月十八日、葛刺歹万戸に從い、上船して日本に至るに、悪風に値い船敗れ、衆軍十三、四方は同じく一山に栖る。十月初八日、日本軍至るも、我が軍は飢えて戦う能わず、皆な日本に降る。工匠及び知田者を拵び留め、余は皆な殺す」と。王、上將軍の印侯と郎將の柳庇を遣わし、聰等を押して元に送らしむ。

一点目は、『国朝文類』に引く『経世大典』から、帰還兵である于閩の報告を引用し、日本人は宋人を殺さず奴隸とし、自らもそのような処遇を受けたとする。「新附軍」というのは、江南軍のことであるから、「唐人」とは南宋人のことである。蒙古・高麗・漢人は尽く殺されたが、南宋人だけは「奴」（捕虜）となり、その一人であった于閩は生きて帰還できたのである。「元史」もこの部分については『経世大典』を踏襲している。

二点目は、『高麗史』から高麗に逃げ帰った明州人沈聰らの報告を引用し、一二八一年十月（八月の誤り）八日に「一山」（長崎県鷹島）で日本軍の掃討を受けて降伏した者のなかから「工匠」や「知田者」が「拵留」され、その他は皆殺されたことについて、榎本氏は、軍の中心人物や反抗的な分子などは処刑され、利用価値のある者だけ日本に留められたと推測している。

技術者のみ生かしたということであるが、前日の七日には二、三万人を捕虜にしたとする記述もあり、そのなかには南宋人も多く含まれていたであろうとみられる。また、数は異なるが、『勘仲記』弘安四年（一二八一）閏七月十四日条にも「誅戮并生虜数千人」との報告があがっている。<sup>(34)</sup> 正確な数は把握しきれないが、相当数の南宋人や技術者たちが捕虜になったと考えられる。



では、その捕虜たちは、その後どのようなようになったのであろうか。野上文書の六波羅御教書につきのような記述がある。

弘安四年九月十六日付六波羅御教書（野上文書）<sup>(36)</sup>

一、異国降人等の事、各預け置かしめ給う分、沙汰未断の間、津泊往来の船、昼夜を誦わず、大小を論ぜず、毎度検見を加え、然る如きの輩、輒海上に浮かび国を出づるべからず、海人の漁船と云い、陸地の分と云い、同じく其の用意有るべし、

弘安の役後の九月に、六波羅探題から豊後国御家人の野上資直のもとに四ヶ条の通達が出されたが、右の史料はその第二条の部分である。第二条は、元寇捕虜の逃亡に注意するようにとの達しであるが、そこには、「異国降人等の事、各預け置かしめ給う分、沙汰未断の間」とあるように、捕虜が一時的に預け置かれていることや、その後の沙汰によりどこかに連れて行かれるであろう節がうかがえる。

連れて行かれた先について、榎本氏は、逃げやすい九州を避けて、各所に置き、幕府（得宗）とつながりの強い西大寺流律院などに配置されたと推測する。そして、そのことと、写経に関わる宋人で判明している出身地が、建康・慶元（寧波）・揚州・杭州など、江南に偏ることに注目し（事例①～④以外を含む）、各所に残る写経に携わった中国人を、捕虜となったもと江南軍の軍人とみなしたのである。

捕虜の行き先が得宗家関係や西大寺末の律宗寺院であるかどうかは、確かな証拠を欠いているが、森光寺経の補整をした「何三於」が、もと江南軍の軍人であったという事実は、榎本説を確実に証明した。まさに卓見であったと言っほかない。情報としては、すでに三浦圭一氏によって一九六二年に公開されていたとはいえ、近年の悉皆調査まで元寇研究者らが誰も気づかないような見つ

けにくい史料であったことは考慮してよい。

ただし、「何三於」以外の宋人は、現状では断定できず、可能性が出てきたということに留めるべきで、全員が南宋人であるとも断定できていないことや、軍人か商人か僧であったかもわからない。一人一人丁寧に明らかにしていく必要がある。

ところで、そうした榎本氏でも、捕虜の宋人が写経に関わった理由についての見解はない。宋人捕虜らしき人の漢詩を根拠に、奴隸のような扱いを受けていないことや、ある程度の自由が認められていたことを主張するのみである。宋人の写経理由については、いまだに異国調伏の理解が大勢を占めていることになる。

しかしこのことは、事例③を用いて先述したように、成り立たない。事例①は、巻第六〇〇の識語に、「仰願大施主藤原盛信、身躬康泰、寿算遐齡、命同、金石之堅、椿松之永、次願、合宅長幼、均享和平者」とあり、身の健康や長寿を願っている。事例②は、唐人誠心が欠巻分七巻を補写しただけである。事例④においても、「江州佐々貴西庄大六社」に施入するために写経を始めただけで、しかも、宋人の普勲は四年後の途中参加であった。榎本氏が捕虜と推定した宋人の扱いのなかで根拠とした漢詩においても、末尾に「只得求僧去誰知」<sup>(38)</sup>とあり、仏縁を求めているような状況である。このように、宋人と異国調伏とは無関係であると言える。

そうすると、軍人何三於の補整も、異国調伏とは切り離して考えた方がよい。大般若経に書かれる願文の多くは、仏に救いを求めるものや、亡くなった人への供養を示すものがほとんどであるから、特別なことが書かれていない以上、何三於の行為も同じように考えるべきで、単純に補整による功德を示しているか、あるいは死者への供養を記したものとこの想像がつく。後者であれば、元寇での戦死者への供養ということになるであろう。<sup>(39)</sup>

### 3. 印達北条天満宮

#### (1) 奉納(成巻)の時期

森光寺経がいつの段階で和泉国に入ったのかというと、宝永三年(一七〇六)九月に池田谷室堂村の施音寺での全巻補修の時以前であることまではわかっている。この時に表紙を新装し、折本化とともに総裏打ちがなされた。<sup>(10)</sup>

それ以前の状況を探る要素として、各巻の巻首近くの裏面(第一紙目の裏)に記載されている「播州印達北条天満宮大般若経也」の二行書きが手がかりとなる。「播州印達」とは、『和名抄』にみえる播磨国飾磨郡伊達郷<sup>いだけ</sup>にあたり、ある時期に伊達郷内にある天満宮に奉納されていたことがわかる。

この識語について、服部英雄氏は、巻第四九八の弘安九年(一二八六)の補整の時に、全巻に書き込んだという。しかしながら、先述のように、この時に百二十巻分以上を補って書写したという事実はなかったため、何三郎が補整したのは、巻第四九八の一卷、あるいは多くて一帙分(四九一〜五〇〇)のはずである。たかだか一卷あるいは一〇巻の補整を契機に、全巻に「播州：」を書き入れるとはとうてい思えないし、そのような例もない。

たとえ百二十巻分の補整であったとしても、安置先(所有者)が変わらない限りは、全巻に渡る書き込みなどはしない。安置先が変わったのなら、その可能性もなくはないが、この時はあくまでも補整であるから、安置先(所有者)まで変わったとは考えられない。

したがって、「播州印達北条天満宮大般若経也」は、奉納時当初の識語とみるべきで、そのうちの補整した一卷(巻第四九八)に、弘安九年の何三郎の識語が追記されたと考えざるべきである。近世と室町補写の十五巻分を除く五百八十五巻分の規格性が高いこともそれを裏づけている。

であれば、奉納の時期が弘安九年(一二八六)をどこまで遡るかという課題になってくるが、手がかりは「天満宮」の記載である。京都の北野天満宮にはじまる「天満宮」の名称は、早く見積もって十世紀中頃以降であるから、印達

北条につくられた天満宮は、少なくともそれ以降ということになる。

下限は、弘安九年(一二八六)の補整時ということになるが、修復するからにはひどく傷んでいたはずであるから、そうなるにはそれなりの年月が経過していたと考えられる。おおよその話になるが、そのほかの大般若経の修復のタイムングから考えて、少なくとも見積もっても二、三十年程度は遡ると想定でき、そうすると、十三世紀中頃あたりとなる。やや幅は広いが、森光寺経の成立は、一〇世紀中頃から一三世紀中頃の間のどこかの時点とみられる。

#### (2) 印達北条

「印達北条」と呼ばれる地域にあった天満宮は、現在のどこにあったのだろうか。やはり「印達」が目安になるが、近年の地名辞典類をみると、『兵庫県の地名』<sup>(11)</sup>や『古代地名大辞典』<sup>(12)</sup>(角川書店)では、印達郷の郷域として、姫路市新在家の八丈岩山付近(姫路駅の西北方向)を想定している。この説は、古くは『飾磨郡誌』<sup>(13)</sup>にまで遡り、井上通泰『播磨国風土記新考』<sup>(14)</sup>も踏襲している。

これに対し、服部英雄氏は、永正十八年(一五二二)に播磨惣社である射立兵主神社の祭礼に北条村の人たちが参加していることを根拠に、現在の姫路市北条(姫路駅の東南方向)に位置する北条天満宮を「印達北条天満宮」の後身と考えた。また、応永廿一年(一四一四)十二月八日付赤松義則田地寄進状<sup>(15)</sup>にみえる「平野北条八本松三段 国衙庁作 印達北条天神西二段 同前」という記載から、国衙在庁が作職をもち、管理する田であったとし、「天神」(北条天満宮)は国衙・在庁官人崇拜の対象であったとみる。

そのほかにも、国衙領とのからみで「印達北条」を現在の姫路市北条とみる説がある。鎌谷木三次氏は、建長元年(一二四九)七月の播磨国司庁宣案に、「印達北条」が出てくることや、文明十七年(一四八五)十二月十三日付の山名政豊判物に「飾東郡国衙内印達南条」とあること、そして明治二十二年(一八八九)

の町村合併で国衙村という名称に改められたなかに南条村が含まれていることなどを根拠に、「印達南条」は南条村で、「印達北条」も北条村、つまり現在の姫路市北条とした。<sup>(48)</sup>

国衙庄内の印達北条から国衙村内の北条への名称変遷だけを見れば、鎌谷説は正しいように見える。しかしながら、国衙庄は、正確な領域はわからないにしても、数個の村が合併した国衙村などより相当広い範囲を指すことを見逃してはならない。明治二十二年（一八八九）の町村編制において、北条村など四つの村が合併してできた国衙村は、<sup>(49)</sup> たまたま広大な国衙庄の一部をなしていたため、国衙村という名称が付けられたに過ぎない。国衙庄の範囲からすれば、国衙村は微々たる領域で、国衙庄と明治期の国衙村とは似て非なるものである。

服部説にしても、今の姫路市北条が近世の北条村を継承していることを根拠としているだけであり、たんに名称が近いからというだけでは、印達北条と北条村を同じとみることはできない。そもそも北条や南条という地名は、条里制に基づいて付けられた名称で、播磨国飾磨郡内には史料でわかるだけでも、印達郷の印達北条、印達南条、平野郷の平野北条、平野南条、三野郷の三野南条などがみられ、各郷ごとに存在していた可能性を示唆している。<sup>(50)</sup> 服部氏の論理で言えば、すべての北条に当てはまってしまいかねない。

そももつとも重要なのは、「因達神山」の存在である。『播磨国風土記』飾磨郡因達里条には、神功皇后による韓国平定に向けた渡海において、船を先導した「伊太代之神」がここに鎮座したことで「因達里」となった地名覃があり、そこには「因達神山」（同伊和里条）がある。<sup>(51)</sup> もし今の姫路市北条（近世の北条村）が「印達北条」だというなら、「因達神山」があるはずである。ところが、そこには山どころか丘と呼べるものすらない。鎌谷氏は削られてなくなつたとするが、それは暴論であろう。姫路市北条には、江戸時代から続く北条天満宮があるので、すぐに飛びつきなくなるのはわかるが、その場合には解決しなければならぬ要素が山積している。

逆に、そうした条件に合致してくるのが八丈岩山付近であるから、現在までその推定が踏襲されているものと思われる。さらに、こちらの説に合致してきそうな記述が、先ほど紹介した建長元年（一二四九）七月の播磨国司庁宣案（留守所宛）のなかにある。

書書きに「定置姫道山称名寺念仏三味条々子細事」とあるなかで、最後の項目に「一 任旧定四至堺事」とあるように四至のことが表示されており、「東限大道、西限天万社正面道、南限大道、北限如法経峯道」とみえる。このうちの西限に「天万社」とあることに気づく。

称名寺は、かつて姫山（現在の姫路城の地）にあったとされるので、その四至に従えば、「天万社」（天満宮）は姫山よりも西側にあることになる。姫山の西側には八丈岩山がそびえ立つ。「天万社」（天満宮）がその手前にあるとするならば、新在家あたりとなり、近年の地名辞典類の説と合致する。

十三世紀中頃にどれほどの数の天満宮があったのかはわからないが、その頃の飾磨郡内の天満宮は知られていない。このような状況からすると、この「天万社」は十三世紀中頃以前からあった「印達北条天満宮」の可能性が高く、「印達北条」の比定地も、八丈岩山付近ということになる。服部氏や鎌谷氏は、姫路城の東南に位置する現在の北条を「印達北条」としたが、位置も方向も真逆で成り立たない。

また、服部氏も取り上げた応永廿一年（一四一四）十二月八日付赤松義則田地寄進状のなかの「印達北条天神西二段」は、何らかの願いの成就のために、守護であった赤松義則が広峯社に寄進した国衙の田地の記載であるが、この史料からは、赤松氏の支配力がうかがえるとともに、「印達北条天神」が森光寺経の「印達北条天満宮」であることを濃厚に示している。ただし、服部氏のように「国衙・在庁官人崇拜の対象であった」と解することはできない。どちらかと言えば、守護赤松氏の管理下であろう。このように、「印達北条天満宮」は、現在の北条天満宮ではなく、八丈岩山付近にあった「天万社」「印達北条天神」

などと呼ばれる神社であったと考えることができる。

### おわりに

これまで森光寺経の基本情報をベースとし、服部英雄氏の見解と比較しながら、元寇に関わる識語についての所見を述べてきた。とりわけ重要なのは、中近世の補填十五巻分を除く五百八十五巻分が森光寺経の主体を成すという事実である。それを逸脱した見解は受け入れがたく、むしろその主体を成すものの中に、巻第四九八も含まれている。そしてそれらは、もとは播磨国の印達北条の天満宮に奉納された大般若経であり、一〇世紀中頃から一三世紀中頃の間のどこかの時点で成巻されたとみられる。

森光寺経の主体に含まれる巻第四九八の識語の「補整」については、現物を観察すると、部分裏打ちや、後世に切断された痕跡もみられたことから、服部氏の指摘するような成巻の意ではなく、補修の意と考えるべきである。何三於が約百二十巻もの経巻の補填を主導したという事実は、どこからも読み取れない。

その何三於の出身地である旧南宋の江西路瑞州は、現在の宜春市管轄の高安市・上高県・宜豊県付近であり、何三於自身は江南軍に編成された職業軍人であった可能性が高い。名前も、服部氏の言うような「何三」ではなく、「何三於」でよい。

こうした元寇時の捕虜が、南宋人の場合は丁重な扱いを受けて日本で暮らしていたとする見解は以前からあったが、その多くは写経を通じた異国調伏祈願との関係で説明されてきた。ところが、写経の願文においては、その点はいずれにおいても直結しなかった。むしろ、自身や周辺の人々の安泰や供養を純粹に祈願したもので、もと軍人であると唯一判明している何三於においても、例外ではないとの見解に至った。

さいごに検討したのは、「印達北条」の天満宮の所在である。姫路市北条と

いう現在の地名や、それが近世の北条村を継承すること、そしてその北条（北条村）に天満宮があるという事実から、「印達北条」を安易に現在の北条に結びつけようとする見解があった。服部氏もその一人である。

ところが、『播磨国風土記』および中世の関連文書類と照応させた時、今の北条では齟齬する部分が多々あり、このことは調査当初から課題となっていた。二〇一七年の市指定文化財の審議会においては、姫路市北条説を採らない地名辞典類を支持する報告を行った。

その後、古代・中世史料の検討をさらに補足したのが本小文で、「印達北条」は、姫路城の西（北）方向にあり、北条村とは姫路城を挟んで対称の位置にあったと現在では考えている。近世の北条村は、「印達北条」ではないほかの地域の北条にあたるのではないか。

なお、本小文では、元寇関係の識語の検討を中心としたため、そのほかのことについてはあえてふれなかった。たとえば、森光寺経が和泉国内に入るまでは、長らく播磨国内に置かれていたことが、後補の巻第五一一（大永七年）から類推できることなどは盛り込んでいない。

こうした点を含めて、詳述しなければならぬ点は多々ある。これ以上は、やはり正式な報告書の刊行を待ちたい。

### 注

- (1) 三浦圭一「和泉市新発見の大般若経について」『史林』第四五巻第二号、一九六二年。三浦氏の見解はすべてこれによる。
- (2) 筆者が調査指導を担当し、その成果の一部として、拙稿「市史だより」vol.219 平成28年度市指定文化財 森光寺所蔵大般若経(2)（『広報いずみ』八月号〔第七〇四号〕、和泉市市長公室いずみアピール課、二〇一七年）があり、広く市民に公開している。
- (3) 服部英雄「蒙古襲来と神風―中世の対外戦争の真実―」（中央公論新社、二〇一七年）。
- (4) くまもと文学・歴史館編『蒙古襲来絵詞と竹崎季長』二〇一八年、服部英雄「蒙古襲来の背後・被虜人たちの戦後 弘安四年（一二八二）から正応五年（一二九二）」（し

- ぐさ・表情蒙古襲来絵詞復原 永青文庫白描本・彩色本から」海鳥社、二〇二二年)。
- (5) 拙稿「地域に残る大般若経の調査」(和泉市史編さん委員会編・塚田孝・町田哲監修『和泉市の歴史7 テーマ叙述編Ⅱ 和泉市の近世』和泉市、二〇一八年)。森光寺経の基情報はこちらに記している。なお、五百八十五卷分の一紙幅の平均は、四五・九センチメートルで、標準偏差は一・一九である。標準偏差が一に近いほど偏差がないと言えるので、この五百八十五卷分の規格性の高さを示している。
- (6) 一紙幅の規格性については、拙稿「経巻調査の意義―既多寺大智度論の事例―」(『市大日本史』第一号、二〇〇八年)で述べたことがある。
- (7) 拙稿前掲注5論文。
- (8) 経巻の仕立て方については、栗原治夫「奈良朝写経の製作手順」(『日本古文书学論集』3、吉川弘文館、一九八八年、初出は一九七二年)を参照。
- (9) 拙稿「古写経研究の可能性―道行知識経について―」(『九州史学』第一五二号、二〇〇八年)では、切断痕跡の一事例を紹介している。
- (10) 経文そのものについては、現状の並びで問題ないことを確認している。
- (11) 栗原氏前掲注8論文。
- (12) 多くの切断事例は、余分行の左右を切断するので、切断箇所は二箇所生じ、上手に切らないとつなげるさいの糊代の部分がなくなり、つなげた結果、行と行が少し寄った形になる。しかし、本例はたまたま該箇所の方が紙継目にかかっていたため、片方を切らずとも剥がすことで糊代を十分確保できた珍しい事例である。じっくり見ないと気づかない。
- (13) 当初は六州であったが(『宋史』卷八十八・志第四十一・地理四・江南西路)、紹興四年(一一三四)より七州となった(許怀林『江西通史・南宋卷』江西出版集團・江西人民出版社、二〇〇九年、八二頁)。
- (14) 『宋史』卷八十八・志第四十一・地理四・江南西路、許怀林『江西通史・南宋卷』(江西出版集團・江西人民出版社、二〇〇九年)八八頁。
- (15) かつて注2文献にて今の瑞金市にあたるのを訂正する。
- (16) 許怀林『江西通史・北宋卷』(江西出版集團・江西人民出版社、二〇〇八年)。
- (17) 西川芳樹氏のご教示による。なお、新聞報道当初に、SNS上で研究者らによる何三於についての意見が回っていることを関山麻衣子氏によりお知らせいただいた。いずれも首肯できる見解はなかった。
- (18) 『元史』志第十四・地理五・江西等處行中書省・瑞州路。
- (19) 杉山正明『モンゴル帝国の興亡(下)―世界経営の時代』(講談社、一九九六年)。
- (20) 榎本涉「初期日元貿易と人的交流」(宋代史研究会編『宋代の長江流域―社会経済史の視点から―』汲古書院、二〇〇六年)。榎本氏の見解は、すべてこれによる。
- (21) 近藤善博「宋人書写の大般若経―広島県三原市・正法寺の場合―」(『MUSEUM』第一九〇号、一九六七年)に写真あり。堤勝義「三原正法寺所蔵の大般若経について」(『福山市立福山城博物館友の会だより』No.一四、一九八四年)も参照。
- (22) 界線が上下のみであることと、題が縦にゆったりと書かれていることなどから、もとにした本経は、宋版大般若経であると思われる。
- (23) 近藤氏前掲注21論文。
- (24) 近藤氏前掲注21論文。
- (25) 島根県教育委員会・朝日新聞社編『古代出雲文化展―神々の国悠久の遺産―』(一九九七年、一九二頁)の写真より翻刻。
- (26) 「己丑」は正応二年(二二八九)のため誤り。ただし、「五箇年」とあるから年号は正しい。写本版をみると、「五箇年」の「五」には「四」からの訂正痕が見える。実際は丸四年であるが、元号でみると元年から五年にかけて行われているのでそうしたか。
- (27) 近藤氏前掲注21論文。
- (28) 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課編『滋賀県大般若波羅蜜多経調査報告書』(滋賀県教育委員会、一九八九年)二〇頁、滋賀県立琵琶湖文化館編『大般若経の世界』(一九九五年)二九頁。
- (29) 前掲注28書。
- (30) 事例④は「中原」とあるので保留する。そのほかは南宋人であるとは思いますが、北宋人の二世三世である可能性も残しておく。
- (31) 牛山佳幸「モンゴル襲来前後の時期における地域社会と仏教―善光寺信仰および信濃関係の事例を中心として―」『佛教史学研究』第四九卷第一号、二〇〇六年。また、一つの事例から宋人書写の大般若経を異国調伏との関係で捉えたものとして、すでに堤氏前掲注21論文がある。
- (32) この部分の史料の扱い、並びに『元史』との関係については、植松正「『経世大典』にみる元朝の対日本外交論」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第一六号、二〇一七年)を参照。
- (33) 編成は、市島謙吉編輯『高麗史第一』(国書刊行会、一九〇八年)に依ったが、ここでは、武田幸男編訳『高麗史日本伝(上)』(岩波書店、二〇〇五年)の書き下し文をあげた(ただし、意識部分は省略)。
- (34) 前掲した于間の報告のなかの二日前に「七日、日本人来戦、尽死、余二三万虜」とある。

- (35) 高橋秀樹ほか校訂『史料纂集 古記録編 勘仲記第2』(八木書店、二〇一〇年)。
- (36) 川添昭二『注解 元寇防塁編年史料―異国警固番役史料の研究―』(福岡市教育委員会、一九七一年)一九八頁。
- (37) 釵阿『釈摩訶衍論私見聞』巻四の表紙裏の余白に書かれているという「流罪唐人」の漢詩(金沢文庫編『金澤文庫古文書』第九輯、佛事篇下、六八四〇号)を根拠にしている。
- (38) この部分を服部論文では「只得求僧告佛知」と翻刻している。服部論文では写真が掲載されているものの、裏うつりで紛らわしかったり、掲載写真の文字が小さ過ぎて、いずれが妥当であるか判断できない。ただ、いずれの翻刻であれ仏縁を求めていることのみは言えそうである。
- (39) 拙稿前掲注2。
- (40) 拙稿前掲注5論文。
- (41) 平凡社地方資料センター編『兵庫県の地名II』(平凡社、一九九九年)。
- (42) 財団法人角川文化振興財団編『古代地名大辞典』(角川書店、一九九九年)。
- (43) 庭山眞綱編輯『飾磨郡誌』(兵庫県飾磨郡教育会、一九二七年)。ここでは八丈岩山のことを新在家山と称している。
- (44) 井上通泰『播磨国風土記新考』(大岡山書店、一九三二年)飾磨郡因達里の項。ここでは「八丈」の「丈」を「畳」と記している。
- (45) 神戸大学附属図書館所蔵広峯神社文書8号(姫路市市史編集専門委員会編『姫路市史』第九巻 史料編 中世2、姫路市、二〇一二年)。
- (46) 正明寺所蔵正明寺文書二(一)号の称名寺寺僧等文書紛失状のうち(姫路市市史編集専門委員会編『姫路市史』第九巻 史料編 中世2、姫路市、二〇一二年)。
- (47) 山内首藤家文書一三七号(東京帝国大学編『大日本古文書』家わけ第一五、東京帝国大学文学部史料編纂所、一九四〇年)。
- (48) 鎌谷木三次『式内射楯兵主神社と播磨国総社の研究』(播磨郷土史研究会、一九六一年)。
- (49) 豊沢村・北条村・南条村・庄田村。姫路市史編集専門委員会編『姫路市史』第五巻上、近現代1(姫路市、二〇〇〇年)。
- (50) 前掲注41書など。
- (51) 『播磨国風土記』は、植垣節也校注・訳『風土記』(小学館、一九九七年)を参照。

#### 【付記】

森光寺経の実見にあたっては、和泉市教育委員会の永暎啓子氏・山下聡一氏・西田久美氏にお世話になり、森光寺代表役員の大塚光範氏からは、写真掲載のご許可をいただいた。記して感謝を申し上げる次第である。